

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成30年度・令和元年度 行政監査(元監査第153号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>(指摘事項)1 行政財産の貸付について (2) 納入通知書の発行が遅滞していた事例 (報告書5ページ)</p>	<p>自動販売機設置事業者と締結した市有財産賃貸借契約書において、事業者は市が発行する納入通知書により、納期限の6月30日までに賃貸借料を支払うこととしていたが、納期限を過ぎた翌年2月28日に納入通知書を発行していた事例があった。 契約書に基づき、適正な徴収事務を行われたい。</p>	<p>契約書の内容を確認せず、納入通知書を発行したことが原因であるため、今後は、契約書に基づいた徴収を行っていきたい。</p>	<p>賃貸借契約において個別に納期限が定められているものについて再度確認し、令和5年度からは、市財務規則に基づき適正な調定処理を行うよう徹底を図った。</p>
<p>1 建物使用料の算定方法について (報告書9ページ)</p>	<p>市有財産条例では、建物使用料の額を「市長が別に定める額」と規定し、その算定方法を内部事務処理の手引において定めている。 しかし、自治法第228条第1項では、使用料に関する事項については条例で定めなければならないとし、また、同法第96条第1項第4号では、使用料の徴収に関することを議会の議決事件と規定していることから、建物使用料の算定方法についても条例等で定められるべきであり、内部事務処理の手引で定め、運用することは適切とは言えない。 建物使用料の算定方法を使用者にも明確にするとともに、厳格な運用となるよう、市有財産条例の改正又は規則、要綱等を整備されたい。 また、今回の監査の結果、抽出した建物使用許可141件のうち、建物使用料の算定方法等を誤っている事例が20件あった。使用料算定誤りは、継続的な使用であっても、毎年度使用許可事務を行う必要があり、事務や審査の形骸化が原因と考えられる。 使用料算定誤りは、許可事務の公平性を損なうものであることから、よりわかりやすい事務となるよう審査等のフローチャートを作成するとともに、算定方法等に誤りがないかを確認するよう徹底されたい。</p>	<p>使用料の算定方法の要綱を定め告示を行う。</p>	<p>現状は、平成18年3月10日付け管財課の手引きにより算定率10/100として運用しているが、10/100の根拠は不明で、当初の率、改正経過も不明である。 行政財産使用許可の事例では、全額または一部減免が多い。徴収する場合でも別基準によるものが多く、算定率10/100を用いる事例の方が少ない。多くが「市長が別に定める額」で徴収している。 以上のことから、一律に定めがたく、今後見直すことも考えられるため、要綱等で算定率を定めず、現状のとおり手引きで運用していく。 使用料の算定は、令和6年度に向けて手引き等をより分かりやすく修正した。</p>
<p>2 光熱水費等の取扱いについて (報告書9ページ～10ページ)</p>	<p>行政財産使用に伴う光熱水費等は、実際に発生した実費相当額を徴収するものであり、建物使用料を減免する場合であっても、光熱水費等は原則徴収すべき性質のものである。 市財務規則では、光熱水費等を徴収しなければならないとし、特に認める場合はこの限りではないと定めているが、徴収しない場合の具体的な条件等は定められていない。 今回の監査の結果、抽出した建物使用許可141件のうち、光熱水費等を徴収していない、若しくは一部を徴収していない事例が9件あった。これらの要因は、規則や手引に光熱水費等の徴収事務、実費相当額の算定方法や徴収しない基準等具体的な取扱いが定められておらず、各財産管理者の個別の判断に任せられている点が挙げられる。 光熱水費等の徴収事務が様々な対応となっている現状は、許可事務の公平性を損なうものであることから、算定方法等について具体的な取扱いや基準を定めるとともに、その取扱いが申請者も含めて容易に確認できるよう、許可調書や許可台帳に徴収の有無や算定方法等の記載を義務付けるなど、使用料と一体的な管理となるよう事務の改善を図られたい。</p>	<p>徴収していない施設について確認を行い、光熱水費を徴収するよう周知・徹底を図る。 また、現行の算定方法を検証していく。</p>	<p>光熱水費等の徴収及び算定方法については、各財産管理者の個別の判断となっている。 令和6年度の行政財産使用許可事務において確認することとしている各財産管理者の光熱水費等の取り扱い状況を踏まえ、現行の算定方法の検証を行うとともに行政財産使用許可事務の手引き等に光熱水費等の徴収事務に係る実費相当額の算定方法及び徴収しない基準等具体的な取り扱いを示していく。</p>